上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託公募型プロポーザル

実施要領

１　目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類、内容等を記載した計画の作成等様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

２　業務の概要

（１）　業務名

上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務

（２）　業務内容

　　　　　上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）　委託契約期間

　　　　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

（４）　委託見積限度額

１８，７８２，４６１円（消費税及び地方消費税を含む。ただし、消費税法等の改正に伴い税率が変更となった場合は、変更となる場合がある。）

（平成３０年度：６，２０３，３８２円）

（平成３１年度：６，２６０，８２０円）

（平成３２年度：６，３１８，２５９円）

※　この金額は、契約額を示すものではなく、予算予定額の上限であり、見積額は、これを超えないこと。

３　受託事業者の選定方法

　　公募型によるプロポーザル方式

４　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人で、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

（１）　熊本県内に主たる事務所を有する法人である者であること。

（２）　仕様書で定めた人材を配置し、総合的かつ一体的な支援が展開できる者であること。

（３）　定款、規約等で組織の運営について定めている者であること。

（４）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（５）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定により更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（６）　熊本県及び上天草市発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

（７）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者であること。

　　 （８）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

７７号）第２条第２項に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行っている者でないこと。

（９）　当プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

（１０）　国税、県税及び市町村税について滞納がない者であること。

５　プロポーザルに係る実施要領等の配布

（１）　配布方法

　　　　　原則、上天草市ホームページからダウンロードを行うこと。ただし、これにより難い場合は、公告の日の翌日から平成３０年２月２３日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に（２）の場所で配布する。

　（２）　配布場所

上天草市松島町合津７９１５番地１

上天草市役所松島庁舎１階

上天草市健康福祉部福祉課（以下「主管課」という。）

　（３）　配布書類

　　　　ア　上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

　　　　イ　仕様書

　　　　ウ　上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託企画提案書作成要

　　　　　領

　　　　エ　質問書（様式１）

　　　　オ　参加表明書（様式２）

　　　　カ　上天草市生活困窮者自立相談支援事業実施要領

６　質問の受付及び回答

（１）　提出物

質問書（様式１）

（２）　提出期限

　　　　平成３０年２月１５日（木）午後５時

（３）　提出場所

主管課

　　　　電話　０９６９－２８－３３７４

　　　　ファクシミリ　０９６９－５６－０７４７

　（４）　提出方法

　　　　　電子メールによることとし、送信時には、（３）の提出場所へ到達確認の連絡を行うこと。電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

　　　　　電子メール　fukushi\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

　（※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

　　　　　なお、質問書には、組織名のほか、回答を受ける担当者の氏名、電話番号及びメールアドレスを明記すること。

　（５）　質問内容

　　　　　質問内容は、原則として、当該業務委託に係る条件又は応募手続に関する事項に限るものとし、企画提案に関する照会には、回答しないものとする。

　（６）　回答方法等

　　　　　質問に対しては、平成３０年２月１９日（月）までに電子メールにて回答する。なお、提出された質問及び回答については、質問者名を伏せた上で、参加表明書を提出された全事業者に対して、記載の連絡先メールアドレス宛てに通知するものとする。

７　参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を期限までに提出することとする。

　（１）　提出書類

　　　　参加表明書（様式２）

　（２）　提出期限

　　　　平成３０年２月２３日（金）午後５時

　（３）　提出場所

　　　　主管課

　（４）　提出方法

　　　　　持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前８時３０分から午後５時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表紙に「上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務（参加表明）」と朱書の上、郵便書留により提出すること。

８　企画提案書等の提出

７の参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、「上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を提出すること。

（１）　提出期限

平成３０年３月１２日（月）午後５時

（２）　提出先

　　　　主管課

（３）　提出方法

持参により提出すること。なお、午前８時３０分から午後５時まで（閉

庁日を除く。）受け付ける。

９　審査の方法及び結果通知

（１）　審査の方法

別に定める「上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙１「上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託に係る審査評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、参加表明者から提出された企画提案書のプレゼンテーションを聴講し、評価基準に基づいて総合的に審査を行い、最も優れた提案を行った者を、契約予定者として選定する。

　　　ア　日時　平成３０年３月２０日（火）予定

　　　イ　場所　上天草市役所松島庁舎

※　詳細については、別途お知らせする。

（２）　審査結果の通知

書面にて審査結果を全者に対し通知する。

１０　スケジュール

　　公募の開始　　　　　　　　　　　平成３０年２月　９日（金）

　　質問書の提出期限　　　　　　　　平成３０年２月１５日（木）

　　質問書の回答　　　　　　　　　　平成３０年２月１９日（月）

　　参加表明書の提出期限　　　　　　平成３０年２月２３日（金）

　　企画提案書等の提出期限　　　　　平成３０年３月１２日（月）

審査（プレゼンテーション）　　　平成３０年３月２０日（火）

　　審査結果通知　　　　　　　　　　平成３０年３月２３日（金）

１１　契約の締結

（１）　契約締結の手続きについて

審査の結果、契約予定者となった者は、市と当該業務について協議を行い、内容等について合意の上、具体的な仕様を確定し、その仕様に基づく見積書を徴取して、上天草市契約規則（平成１６年上天草市規則第３６号）に定める随意契約の方法により契約を締結する。

（２）　契約保証金について

契約予定者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の１０分の１以上の額を納付する必要があるが、上天草市契約規則第２９条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

１２　その他留意事項

（１）　企画提案書は、一提案者に付き一提案とし、提出書類の返却は、しないものとする。

（２）　提出された企画提案書を受理した後の提案者による加筆及び修正、は認めないものとする。

（３）　提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

（４）　当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

（５）　虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。

（６）　委託契約額の上限を超える企画提案書等は、無効とする。

（７）　参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

（８）　提出された企画提案書等の内容は、公表しないものとする。

１３　問合せ先

　　　郵便番号　８６１－６１９２

熊本県上天草市松島町合津７９１５番地１

上天草市健康福祉部福祉課生活支援係　担当　植田

電話　０９６９－２８－３３７４

ファクシミリ　０９６９－５６－０７４７

電子メール fukushi\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

（別紙１）

上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託に係る審査評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 評価のポイント |
| 運営方針に関する事項20点 | 基本方針 | ・事業の実施目的と提案者が提案した基本理念、基本方針等は一致しているか。 |
| 事業運営を希望する目的・理由 | ・事業運営を希望する目的・理由は妥当なものか。 |
| 自立支援に対する基本的考え方 | ・事業の目的と提案者の考え方は一致しているか。・支援対象者に寄り添った考え方をしているか。 |
| 事業計画 | ・事業実施におけるスケジュールは妥当なものか。 |
| 業務内容に関する事項30点 | 業務内容の実施方法 | ・実現可能性及び期待される効果は高いものか。・支援対象者に寄り添った支援方法か。 |
| 関係機関、団体等との連携・協力体制 | ・実効性のある連携が期待できるか。 |
| 地域のネットワークづくり | ・ネットワークをつくる具体策があるか。・ネットワークの目的は支援対象者のために妥当なものか。 |
| 管理運営に関する事項35点 | 開所日、時間及び相談対応体制 | ・相談者視点で曜日や時間を設定しているか。・相談対応体制は十分なものとなっているか。 |
| 組織及び人数配置 | ・職員の資格等は委託仕様書による要件が満たされているか。・運営が円滑にできる業務・勤務体制となっているか。 |
| 職員の確保及び人材育成 | ・事業にふさわしい人材を確実に確保できるか。 |
| 苦情に対する対応 | ・苦情への対応が適切に行えるか。 |
| プライバシーの保持 | ・プライバシーの保持について、十分配慮されているか。 |
| 個人情報の管理 | ・個人情報の管理が適切に行えるか。 |
| 同様事業の実績　　　5点 | ・本事業に類する事業の実績は良好であるか。 |
| 見積金額の妥当性　　10点 | ・積算単価や数量は提案内容と整合性がとれた妥当なものか。 |

（様式１）

質問書

平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連　絡　先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

|  |
| --- |
| 質問内容 |

※質問は1問につき、この用紙1枚を使用してください。

※質問が複数となる場合には、この用紙を複写してください。

提出先：上天草市福祉課生活支援係

連絡先：℡0969-28-3374/Fax0969-56-0747

E-mail: fukushi\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。）

（様式２）

参加表明書

　上天草市生活困窮者自立相談支援事業の業務委託に関する公募型プロポーザルへの参加を表明し、期限までに企画提案書等を提出します。

　また、「上天草市生活困窮者自立相談支援事業業務委託プロポーザル実施要領

４の参加資格」に示されたすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

平成　　年　　月　　日

　　上天草市長　堀江　隆臣　様

　　　　　　　　　　　団体所在地

　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　代表者名　　　　 　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　連　絡　先

　　　　　　　　　　　E-mail